

飼養衛生管理基準

| # | 項目 | 確認事項 | |
|----|---|------------|--|
| | | チェック項目 | 内容 |
| 1 | 畜舎及び器具の清掃や消毒を定期的に行うとともに、家畜及び作業衣、作業靴等を清潔に保つこと。 | 床面清掃 | 毎日 |
| | | 蜘蛛の巣除去 | 1回/月のレベル(付き過ぎは駄目) |
| | | 鶏糞搬出 | 自動搬出は 1週間以内 堆積タイプは 1回/月 |
| | | 床面消毒 | 鶏糞搬出時 |
| | | 集卵ベルト | ダストの埃を毎日 |
| | | 配餌車 | 保管時の外部との接触を避けた保管をしているか確認 放置は駄目 定期的な清掃・殺菌管理の確認 |
| | | 清掃用具 | ホウキ・スコップは鶏舎単位での使用 |
| | | 鶏舎間使用の道具 | 消毒後使用 もしくは使用後消毒しているもの |
| 2 | 畜舎に出入りする場合には、手指、作業衣、作業靴等について、家畜の伝染性疾患の病原体がひろがるのを防止するために必要な消毒その他の措置をとること。 | 帽子・マスク | 使用する場合は日々使い捨て |
| | | ブーマーの設置 | 農場出入口に最低必要 |
| | | 足踏み込み槽設置 | 交換頻度1回/週(リール剤)他薬品によっては頻度を上げる 最低で 農場へ入る際に入るものを設置 |
| | | 作業衣の洗濯 | 毎日実施 |
| | | 記録管理の実施 | 食下量・減耗率・産卵率・鶏の体調の確認 |
| 3 | 飼料及び水に家畜及びねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう努めること。 | 水質検査 | 保健所水質検査 2回/年 |
| | | 給水装置の管理 | 定期的に清掃しているか確認 |
| | | | |
| 4 | 他の農場等から家畜を導入する場合には、当該家畜を導入することにより家畜の伝染性疾患の病原体がひろがるのを防止するため、当該家畜に異常がないことを確認するまでの間他の家畜と接触させないようにすること。 | 雛の記録確認 | 大雛購入の場合 ワクチン・抗体価・サルモネラ検査の記録 自家育雛の場合 食下・減耗等・鶏の健康状態の確認 |
| 5 | 他の農場等に立ち入った者がみだりに畜舎に立ち入らないようにするとともに、他の農場等に立ち入った車両が農場に出入りする場合には、当該車両の消毒に努めること。 | 看板の設置 | 侵入禁止の看板設置 |
| | | 訪問記録 | 農場に訪問した人の記録管理 |
| | | 車両の入場制限 | 外部の車両は農場敷地に入れない |
| | | 車両入場時の消毒 | 農場に入る車両は全体を消毒 |
| | | 外部の人の服装管理 | 清潔な衣服に着替えさせる |
| 6 | 畜舎の屋根又は壁面に破損がある場合には、遅滞なく修繕を行うとともに、窓、出入口等の開口部にネットその他の設備を設けることにより、ねずみ、野鳥等の野生動物及びはえ、蚊等の害虫の侵入の防止に努め、必要に応じて駆除すること。 | 野鳥侵入管理 | 鶏舎開口部には防鳥ネットをひく |
| | | 鶏舎施設管理 | 破損・開口部が無い様に管理 |
| | | 夜間巡視 | 1回/週で実施 鼠の動向調査の確認 |
| 7 | 家畜を他の農場等に出荷する場合には、当該家畜が移動することにより家畜の伝染性疾患の病原体がひろがるのを防止するため、当該家畜の健康状態を確認すること。 | 出荷時の確認 | 鶏を出荷する際に 病的特徴が出ていないか確認 |
| 8 | 家畜の異常をできるだけ早期に発見することができるよう、家畜の健康管理に努め異常が認められた場合その他必要な場合には、獣医師の診療を受け、又は指導を求めること。 | 農場責任者による確認 | 毎日 鶏の鳴き声・糞の状態・餌・減耗等の確認行う |
| | | 家畜保健所への相談 | 常日頃から訪ねて相談しているか確認 |
| 9 | 家畜の健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家畜を飼養しないこと | | |
| 10 | 家畜の伝染性疾患の発生の予防に関する知識の習得に努めること。 | | |